

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月28日現在

機関番号：34311

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17035

研究課題名(和文)複数契約の利益構造と債権債務関係に関する横断的分析

研究課題名(英文)A Study on the Structure of the benefits of several Contracts

研究代表者

鈴木 尊明(Suzuki, Takaaki)

同志社女子大学・現代社会学部・助教

研究者番号：50739638

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：3年に渡った助成期間において、一貫して、これまでに研究代表者が進めてきた複数債権債務の帰属形式に関する研究と、本研究課題の中心テーマである複数契約の関係性と複数債権債務の関係性の全体構造分析を総合するという手法で研究を進めた。

結果として、(1)複数契約の利益構造分析の基礎となる債権債務関係については、相互保証が”道具”として用いられていること、(2)複数契約によって形作られる利益構造の全体は、当事者の意思に還元できるものだけでなく、様々な諸要素を複層的に取り込んでいることの2点が、最終年度にまとめた成果である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、2つのインパクトを有していると考える。

すなわち、まず第1には、複雑化した現代の取引社会においては、複数当事者が複数契約を用いて複数債権債務を発生させる場合の方がむしろ多いものと言え、その場合の根本的・本質的原理を析出して統一的な理論構築をすることは、大きな影響力を持つことである。

そして第2には、その原理析出のためにフランス法に示唆を得て複数当事者による契約の利益の帰属形式の解明をも視野に入れているため、我が国の伝統的な<債権パラダイム>から、「契約の目的」という<契約パラダイム>への転換ではなく、両者の統合が指向される点に大きなインパクトがある。

研究成果の概要(英文)：I promoted comprehensive research on "the structure of the format of several rights and obligations" and "the structure of the benefits of several contracts."

研究分野：民法学

キーワード：民法学 フランス法 財産管理 利益構造

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の学術的背景

現代社会においては、伝統的法体系が予定していた契約の1つではなく、複数契約を組み合わせ、場合によっては新たな契約類型を創出することで、複雑な取引を可能にしてきた。そのような取引をめぐる紛争が起これば、その解決方法も複雑なものとならざるをえない。著名なリゾートマンション判決(最判平成8年11月12日)などは、形式的には契約が2個に分かれていたものの、一方のみでは社会通念上契約の目的が達成されない場合には、契約関係全体を解消できる方向を示した。ここでの「契約の目的」とは、伝統的法体系でいう「目的」(よりわかりやすく言えば「対象物」とは異なり、まさに日常語と同義の「目的」、あるいは「目標」と理解される。

上記判決の登場以降、我が国の民法学を中心に、「複合取引の研究」といった題目で、契約の目的やそれが指向する利益の解明を目指した先行研究が積み重ねられてきた(代表的なものとして、都筑満雄『複合取引の法的構造』[成文堂、2007年]、森田修『契約目的』概念と解除の要件論-債権法改正作業の文脈化のために-下森定傘寿記念論文集『債権法の近未来像』[酒井書店、2010年]231頁)。

しかし、ここで、我が国の法体系であるパンデクテン体系との整合性をどのように把握するのかがなお残された問題であると考えた。すなわち、我が国では、契約は当事者間での債権債務関係の発生原因とされており、そもそも、1つの契約から債権債務関係が発生する以上、契約関係と債権債務関係の二層構造が予定されている。複数契約の場面では、その二層構造が契約の数だけ存在することになり、上記判決を前提とするならば、それら複数契約全体によって1つの「契約の目的」を構成することになる。そのような全体構造の内部においては、各契約の関係や各契約から発生する債権債務の横断的な関係などが問題となろう。それらを明らかにすることで、現代社会に広がる複雑な取引をめぐる紛争に、適切な解決方法を提示することができるものと考えられた。

このような視点は、前述の「複合取引の研究」の中でも意識されていた点ではあった。しかし、リゾートマンション事件を出発点としていたがゆえに、複数契約の関係性に力点を置いたものとなっており、そこから発生する債権債務関係まで視野に入れた構造解明には至っていない状況であった。我が国では、近時民法(債権関係)の改正作業が進められ、本研究課題申請時の2015年中は見送られたものの、法案成立は時間の問題となっていたところである。その改正作業では、なおパンデクテン体系が維持され、契約と債権債務の二層構造が採用されていた。結果として、そのまま改正民法が成ったところである(2016年)。そのため、複数契約の関係性と、それら複数契約から発生する複数債権債務の関係性の全体構造を意識した枠組みの構築の必要性が認められた。

(2) これまでの研究経過

研究代表者は、複数当事者への複数債権債務の帰属形式について、これまでに、ヨーロッパ私法統一の流れを受けた上でなされているフランス法における議論について研究を進めてきた。すなわち、複数当事者に複数債権債務が帰属する場合の「合意」には2つの法的性質、債務を負う本来的な内容と、他の当事者との関係について定める内容があることである。従来、この2つの内容は分けて検討されることがなかったが、フランス法における議論を分析した結果、我が国においても同様の判断枠組みに拠るべきことが明らかに出来たと考えている。複数債権債務が帰属する原因となった合意に着目してその内容を分析するという態度には、新規性が認められると考える。そして、このような態度はただ「新規」なのではなく、近時我が国で進め

られている民法（債権関係）改正作業における基本的な態度、すなわち、＜債権パラダイム＞と＜契約パラダイム＞を意識する昨今の民法学全体の態度と同調するものである。

このような示唆を与える文献としてとりわけ重要なものとして、Mignot (M.), *Les obligations solidaires et les obligations in solidum en droit privé français*, thèse, préf. Loquin (E.), Dalloz, 2002.や、Hontebeyrie (A.), *Le fondement de l'obligation solidaire en droit privé français*, thèse, préf. Aynès (L.), Economica, 2004.があげられる。また、これらの著者同士が直接応酬をし合った文献として、Aynès (L.) et Hontebeyrie (A.), *Pour une réforme du code civil, en matière d'obligation conjointe et d'obligation solidaire*, D.2006, Doctr., p.328.と Mignot (M.), *Les méfaits durables de la stipulatio et l'obligation solidaire*, D.2006, Doctr., p.2696.がある。さらに新しいものとして、Pellier(J.-D.), *Essai d'une théorie des sûretés personnelles à la lumière de la notion d'obligation -Contribution à l'étude du concept de coobligation-*, thèse, préf. Delebecque(P.), L.G.D.J., 2012.が注目される状況であった。

2. 研究の目的

(1) 本研究で明らかにすること

以上のような背景のもと、本研究は、複数契約の関係性と、それら複数契約から発生する複数債権債務の関係性の全体構造を明らかにすることを目指すものとした。前述のように、複数契約の関係性に力点を置いた先行研究はみられるものの、そこから発生する複数債権債務の関係性、特に、異なる契約から生じた債権債務の横断的な関係性の解明は、この分野になお残された問題であったからである。

そこで、我が国に法体系において、複数契約の関係性と、それら複数契約から発生する複数債権債務の関係性の全体構造を明らかにするという視点を獲得するため、フランスにおける議論を参照する。フランスでは近時、ヨーロッパ私法統一の流れを受けて、複数当事者への権利義務の「帰属形式」をめぐる議論が蓄積してきている。そこでは、複数当事者に債権債務が帰属する場合の基礎となる「合意」には、債務を負う本来的な内容と、他の当事者との関係について定める内容があることが明らかにされている。応募者は既に、この視点に示唆を得て、権利義務の帰属形式と合意の関係について、近時の民法（債権関係）改正作業との関連で、問題点の全体像をスケッチしてきた（「複数当事者への債権債務帰属関係の基本構造—民法（債権関係）改正作業の問題視角とその評価のための準備作業—」早稲田大学大学院法研論集 149号（2014年）153-178頁）。ただ、フランスでの議論は、複数当事者への債権債務帰属形式の解明に留まるものではなく、複数当事者による契約の利益の帰属形式（「共同契約による利益」と整理されている）の解明をも視野に入れている（代表例として、Mignot(M.), *Sortir du droit romain. -L'obligation solidaire et la réforme du régime de l'obligation*, Sous la direction d'Andreu(L.), *La réforme du régime général des obligations*, Dalloz, *Thèmes&commentaires*, 2011, p.5.）

これまでも、複数契約の関係性については、「契約群」や「粹契約」といった概念の導入によって研究が進められてきたが、近時のフランスでの議論は債権債務関係との階層構造も含めている点に、重要な新規性が認められる。本研究では、このような視点を紹介し、最終的には解釈論レベルでの帰結（紛争解決手段）と、デフォルトルール・レベルでの帰結（紛争予防手段）とを解明することを目的とした。

(2) 本研究の特色と意義

本研究が日本との主たる比較対象とするフランスにおいても、従来は、この分野についてそれほど多くの研究はなかった。しかし、近時のヨーロッパ私法統一の影響の下で、有力な若手研究者の手によって、複数当事者への債権債務帰属形式に注目する大部の業績が次々と公表されてきている。応募者はその内容に示唆を得て研究を進めてきたが、フランスでは複数債権債務の関係性からさらに進んで、複数契約の関係性を視野に入れた構造分析を始めている。

我が国での議論においては、複数契約の関係性すら最近になって盛んになってきたものであり、そこで得られた知見を複数債権債務の関係性にまで及ぼして分析しようという試みにまでは進んでいない。本研究はまさにそれを目指すものである点に特色がある。そして、全体構造分析を解釈論レベルでの帰結（紛争解決手段）につなげることはもちろんのこと、近時の民法（債権関係）改正作業を評価するというデフォルトルール・レベルでの帰結（紛争予防手段）を指向する点に、独創性をも認められると考える。

そして本研究は、2つのインパクトを有していると考えられる。すなわち、まず第1には、複雑化した現代の取引社会においては、複数当事者が複数契約を用いて複数債権債務を発生させる場合の方がむしろ多いものと言え、その場合の根本的・本質的原理を析出して統一的な理論構築をすることは、大きな影響力を持つことである。そして第2には、その原理析出のためにフランス法に示唆を得て複数当事者による契約の利益の帰属形式の解明をも視野に入れているため、我が国の伝統的な〈債権パラダイム〉から、「契約の目的」という〈契約パラダイム〉への転換ではなく、両者の統合が指向される点に大きなインパクトがある（このような視点は、吉田克己「民法改正と民法の基本原則」同『市場・人格と民法学』（北海道大学出版会、2012年）140頁以下）。

とりわけ、2つ目のインパクト、すなわち、〈債権パラダイム〉と〈契約パラダイム〉の捉え方は、民法全体への波及効果を持ち、将来的には、体系の組み換えまで見通されるものであると考える。

3. 研究の方法

上記のような研究の目的を達成するために、助成を受けた3年間において、継続的にフランスでの情報収集を行うこととした。フランスでも民法（契約法）の大幅な改正が成り、それに関連した資料が多数現れてきたことが理由として大きい。とりわけ、2011年の学会で前述のMignot教授が複数契約の関係性と複数債権債務の関係性の横断的分析に挑んだ報告について、不足している情報の収集とその整理・分析を第1に行うこととした。これまで議論されることがなかった視点であるため、我が国が受け入れている関連文献の量自体が乏しい。そして、これまでの研究活動によって構築したフランス人研究者のネットワークを活用し、活字媒体になっているものからさらに手を広げて、直接聞き取り調査を行うことを予定した。

また、複数契約の関係性については、リゾートマンション事件以降、優れた先行研究が存在するため、それを渉猟しながら、代表的論者への聞き取り調査を行いたいと考えている。

そして、これまでに応募者が進めてきた複数債権債務の帰属形式に関する研究と、本研究課題の中心テーマである複数契約の関係性と複数債権債務の関係性の全体構造分析を総合するという手法で研究を進めることとした。

4. 研究成果

(1) 平成28年度

平成28年度については、本研究課題に関連した文献資料の収集を活動の中心に据え、問題

状況を整理することとしていた。しかし、期間中にフランス契約法が改正され、現地では大小さまざまな研究会が催され、当初の見込み以上に豊富な資料が現れることとなった。そこで、当初は翌平成 29 年度に実施を予定していたフランスでの研究調査を本年度も実施することとし、2017 年 2～3 月にパリに滞在した。フランス現地での調査においては、これまでの研究活動によって構築したフランス人研究者のネットワークを大いに活用できた。とりわけ、受け入れ研究者から紹介された若手民法研究者達と行動を共にし、収集した資料について討議する機会を得られたことは貴重であった。

上記のような活動から得られた研究実績は、2つのポイントに集約できる。(a)フランス契約法改正において本研究課題が対象とするところの「複数契約の利益構造」が意識された結果、契約間での相互影響に関わる研究が盛んになされていること、(b)複数契約から生じる複数の債権債務関係の処遇については、論者によって立場に違いがあり、契約間の相互影響とパラレルに考える立場もあるが必ずしもそれが有力とも言い得ないこと、の2点である。

(2) 平成 29 年度

平成 29 年度については、当初、フランスでの研究調査を中心に据えていたが、前年度の時点で現地では大小さまざまな研究会が催され、当初の見込み以上に豊富な資料が現れることとなったため、パリ滞在前倒ししていた。そこで、平成 29 年度はその継続として、同時期(2018 年 2～3 月)にパリに滞在し、研究及び調査を実施した。やはり前年度同様、フランス現地での調査において、受け入れ研究者から紹介された若手民法研究者達と行動を共にし、収集した資料について討議する機会を得られたことは貴重であった。

また、公証人と情報交換できたことが大きい。フランス契約法改正に伴い、紛争予防の見地から様々な対応を迫られているのは、弁護士というよりも公証人の方であるのが我が国との大きな違いであるが、公証実務においてどのような動きがあるのかを実際に見聞できた。

上記のような活動から得られた研究実績は、2つのポイントに集約できる。(c)フランス契約法改正後に企図されている民事責任法改正は提案内容が明らかになっているものの動きが鈍いこと、(d)複数契約の処遇については議論が盛んなものの論者により様々であるが(前年度の成果)、従来からの枠契約からは独立した議論の方が有力と思われること、の2点である。(c)は、いまだフランス契約法改正への対応中であることが主な原因のようである。成果として大きいのは(d)で、枠契約との関係を予想していたところを裏切られたのは重要な成果であった。

(3) 平成 30 年度

平成 30 年度については、助成期間の最終年度であったことから、成果のとりまとめを中心に行った。同時に、過年度と同様に、フランスで1か月の滞在を実施し、調査及び研究を行った。これまでの経緯から得られた人脈を駆使し、専門家との情報交換を密に行えたほか、貴重な史資料の収集も実施できた。

これら活動から得られた研究実績は、2つのポイントに集約できる。(e)複数契約の利益構造分析の基礎となる債権債務関係については、相互保証が“道具”として用いられていること(日仏で同様であり、説明概念でしかないとの指摘)、(f)複数契約によって形作られる利益構造の全体は、当事者の意思に還元できるものだけでなく、様々な諸要素を複層的に取り込んでいること。

全体としては、(a)～(f)までの示唆は一連のものとして流れを形成するものであり、当初の見込みは誤りではないことを確認できた。

〔雑誌論文〕(計 5 件)

(1) 鈴木尊明「427 条分割原則批判の展開と変容 我妻説の整理をめぐる連帯関係成立範囲の覚書」同志社女子大学学術研究年報 68 巻 (2017 年) 24-50 頁、査読有

(2) 鈴木尊明「判例評釈 (最大決平成 28 年 12 月 19 日)」新・判例解説 Watch21 号 (2017 年) 81-84 頁、査読有

(3) 鈴木尊明「自動車割賦販売における第三者所有権留保につき、購入者の破産手続において信販会社が法定代位により留保所有権を別除権として行使する際の登録所有名義の要否」同志社女子大学現代社会フォーラム 13 号 (2017 年) 12-27 頁、査読有

(4) 鈴木尊明「判例評釈 (福岡高判平成 27 年 2 月 12 日)」新・判例解説 Watch19 号 (2016 年) 83-86 頁、査読有

(5) 鈴木尊明「判例評釈 (東京地判平成 27 年 8 月 5 日)」新・判例解説 Watch19 号 (2016 年) 59-62 頁、査読有

〔学会発表〕(計 2 件)

(1) 鈴木尊明「複数当事者への債権債務帰属の法的構造」末川民事法研究会 2019 年 3 月、立命館大学朱雀キャンパス (京都府)

(2) 鈴木尊明「フランス連帯債務法の過去・現在・未来」北陸フランス法研究会 2019 年 3 月、富山大学 (富山県)

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：鈴木 尊明

ローマ字氏名：Suzuki Takaaki

所属研究機関名：同志社女子大学

部局名：現代社会学部社会システム学科

職名：助教

研究者番号 (8 桁)：50739638

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。